

## ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業に係る公募要領

制定	令和4年3月16日	3食流機構第289号
改訂	令和4年5月23日	4食流機構第52号
改訂	令和5年1月10日	4食流機構第256号

### 第1 総則

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業（以下「本事業」という。）に係る事業実施者の公募の実施については、事業実施主体である公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）の定めるこの要領に基づくものとします。

### 第2 趣旨

ポストコロナ下での我が国経済の再生と社会情勢や需要の変化を見据え、卸売市場や食品卸団体等が取り組む生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援します。

### 第3 事業内容

本事業は、生鮮食料品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化のために事業実施者が行う次に掲げる事業（専ら卸売をする業務に係るものに限る。）に係る経費の一部を補助するものとします。

#### 1 非接触型等運営事業

経理業務、取引業務、保管・輸送業務、品質管理業務における非接触型業務運営、非接触型業務運営を前提とした経営管理、従業員や顧客の感染予防の取組

ア インボイス発行のシステム化、データ交換等の推進等

イ 受発注のシステム化、キャッシュレス化の推進等

ウ 共同配送・自動検品システム、自動搬送機の導入等

エ HACCP に対応した記録管理の自動化等の推進、品質管理に関する各種認定制度取得等

オ 経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施

カ サーモカメラ、アクリル板等の設置等

#### 2 アフターコロナ需要獲得事業

アフターコロナを見据えた需要を維持・拡大するための取組

なお、専ら卸売に係る業務と一体で行う消費者向け販売に係る業務も含まれます。

- ア 新商品・サービスの開発
- イ 食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車などの車両等の導入
- ウ コンベアローラー、小分け器、ラベル貼付機等の導入
- エ EC サイト等の導入・開設、食材宅配・ミールキットの開発、配送システム等の開発
- オ 販売促進活動の実施
- カ 経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施

#### 第4 事業実施者の要件

- 1 本事業を実施する者は、中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の関係事業者で構成する団体、食品卸団体、若しくは卸売市場の関係事業者又は食品卸売事業者により構成する協議会とする。
- 2 事業実施者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
  - (1) 代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること。
  - (2) 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること。
  - (3) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画（以下「合理化計画」という。）の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（事業実施者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む）。

#### 第5 補助対象経費の範囲

本事業の対象となる経費は、別表の第2欄に掲げる本事業に直接必要な経費であつて本事業の対象として明確に区分できるものとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

#### 第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 7 補助の対象としない経費としてポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程（令和4年2月2日付け3食流機構第239号）（以下「実施規程」という。）で定めるもの

## 第7 補助金額及び補助率

補助金額及び補助率は別表の第3欄に掲げるとおりとします。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

## 第8 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月15日までとします。

## 第9 申請書類の作成及び提出

### 1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

#### （1）課題提案書等

提案の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 課題提案書（応募者に関する事項）（別紙様式1）
- ② 事業計画書（取組内容に関する事項）（別紙様式2）
- ③ 経費内訳（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税を除く。）を記載した内訳書）（別紙様式3）

#### （2）応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 定款及び直近の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概

#### 要（別紙様式4）

ただし、①に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料を提出してください。

- 2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数  
課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。
- 3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項
  - (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
  - (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
  - (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
  - (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
  - (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
  - (6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メールにより提出することとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む）、持参も可としますが、ファックスによる提出は、受け付けません。
  - (7) 課題提案書等は、資料ごとに電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、「ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業（申請者名）・その〇（〇は連番）」と記載してください。
  - (8) 課題提案書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
  - (9) 提出後の課題提案書等については、返却しませんので、御了承ください。
  - (10) 課題提案書等を電子メール以外の方法で提出する場合は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
  - (11) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

#### 第10 補助金交付候補者の選定

提出された課題提案書等については、次の1から3までに掲げるとおり、審査基準等に基づき審査を行い、補助金交付候補者を選定するものとします。

##### 1 審査の観点

審査は、応募者の適格性、事業内容を勘案して行います。

## 2 審査の基準

応募者の適格性及び事業内容等については、次の項目について審査するものとします。

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等
- ③ 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ④ 実施方法の効率性
- ⑤ 経費配分の適正性
- ⑥ 期待される成果
- ⑦ 波及効果

なお、課題提案書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

## 3 審査結果の通知

食流機構は、第10の2の審査の基準を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

補助金交付候補者については、食流機構のホームページで公表します。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、食流機構の指示に従い速やかに、実施規程に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書（以下「申請書」という。）を食流機構に提出していただきます。食流機構が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発送します。

なお、申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

## 第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁の補助事業）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

## 第 13 事業実施者の責務等

事業実施者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

### 1 事業の推進

事業実施者は、実施規程を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

### 2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施者は、補助金の経理を他の事業等と区分し、事業実施者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、事業実施者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施者は、補助事業の完了後、実施規程に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を食流機構に報告すること。
- (4) 事業実施者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募

申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

事業実施者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、食流機構は、事業実施者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

- (5) 事業実施者は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、食流機構に申し出ること。

### 3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施者に帰属します（事業実施者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、食流機構の承認を受けなければなりません。

なお、食流機構が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を食流機構に納付していただくことがあります。

### 4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施者から受託する団体にあっても同様に次の

条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食流機構に報告すること。
- (2) 国又は食流機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は食流機構に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国又は食流機構が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、食流機構以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食流機構と協議して承諾を得ること。

事業実施者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

#### 5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、実施規程に基づき必要な報告を行うこととなります。また、食流機構は、あらかじめ事業実施者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が食流機構の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については食流機構に提出してください。

#### 6 食流機構による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の事業運営等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、食流機構による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

### 第14 補助事業における利益等排除



補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

#### 1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

#### 2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。